

# 山口県報

平成29年  
3月31日  
(金曜日)

## 目 次

○規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第十九号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総合企画部の部政策企画課の項の次に次のように加える。

山口ゆめ花博推進室

第八条第一項の表健康福祉部の部健康増進課の項中「指導班 健康づくり班」を「健康づくり班」に改め、同部障害者支援課の項中「調整班 在宅福祉推進班」を「在宅福祉推進班」に改め、同表商工労働部の部商政課の項中「総務企画班 産業企画班 商業振興班」を「総務企画・商業班 産業企画班」に改め、同部経営金融課の項中「経営支援班 団体指導班 金融支援班 貸付事業班」を「指導班 経営支援班 金融支援班」

に改め、同部労働政策課の項中「産業人材育成班 働きやすい環境づくり班」を「働き方改革推進班 産業人材育成班」に改め、同表観光スポーツ文化部の部観光政策課の項中「連携・国際班」を「連携推進班」に改め、同部観光プロジェクト推進室の項の次に次のように加える。

インバウンド推進室

第八条第一項の表土木建築部の部監理課の項中「企画調整班 争訟班」を「企画調整班」に改め、同部全国都市緑化フェア推進室の項を削る。

第九条第一項の表総合企画部の部政策企画課の項の次に次のように加える。

- |                         |
|-------------------------|
| 山口ゆめ花博推進室               |
| 一 全国都市緑化フェアの総合調整に関すること。 |
| 二 基本計画及び実施計画に関すること。     |
| 三 実行委員会に関すること。          |
| 四 広報に関すること。             |
| 五 行事、催事及び出版に関すること。      |
| 六 輸送及び交通に関すること。         |
| 七 施設の整備に関すること。          |
| 八 全国都市緑化祭に関すること。        |

第九条第一項の表総合企画部の部中山間地域づくり推進課の項を次のように改める。

- |                                  |
|----------------------------------|
| 中山間地域づくり推進課                      |
| 一 中山間地域等の振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。 |
| 二 移住に係る施策の企画及び総合調整に関すること。        |

第九条第一項の表商工労働部の部商政課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 産業経済動向等の把握に関すること。  
第九条第一項の表商工労働部の部経営金融課の項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第八号までを三号ずつ繰り上げ、第九号の前に次の三号を加える。

六 中小企業の創業及び経営革新の支援に関すること。

七 地場産業の振興に関すること。  
 八 下請中小企業の振興に関すること。  
 第九条第一項の表商工労働部の部労働政策課の項第三号から第十四号までを次のように改める。

- 三 労働組合及び労働関係の調整に関すること。
  - 四 労働団体及び使用者団体に関すること。
  - 五 労働事情の調査に関すること。
  - 六 労働教育及び労働相談に関すること。
  - 七 公益通報に関すること。
  - 八 雇用及び就業の機会の確保に関すること。
  - 九 若者の県内就職の促進に関すること。
  - 十 働き方改革の推進に関すること。
  - 十一 女性、高齢者及び障害者の雇用対策に関すること。
  - 十二 職業能力開発に関すること。
  - 十三 職業に必要な技能についての啓発等に関すること。
  - 十四 職業能力開発校及び若者就職支援センターに関すること。
- 第九条第一項の表商工労働部の部労働政策課の項第十五号を削り、同表観光スポーツ文化部の部観光政策課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同部観光プロジェクト推進室の項の次に次のように加える。

室進推ドンウバンイ
外国人観光客の誘致、宣伝及び受入れ体制の整備に関すること。

第九条第一項の表農林水産部の部森林整備課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表土木建築部の部全国都市緑化フェア推進室の項を削り、同条第二項の表防災危機管理課の項中「防災用ヘリコプター」を「消防防災ヘリコプター」に改める。

第二十号の表山口県税事務所の項中

「**課軽油引取税**」  
 軽油管理班 軽油調査班

を

課軽油引取税

に改める。

第三十五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。  
 七 観光振興に関すること。  
 第七十六条中「第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設」を「第四十三条の二に規定する児童心理治療施設」に改める。  
 第七十七条第一号中「情緒障害を有する」を「社会生活への適応が困難となつた」に、「情緒障害児」を「措置児童」に改め、同条第二号から第八号までの規定中「情緒障害児」を「措置児童」に改める。  
 第八十六条中「、経営技術研究室及び食品加工研究室」を「及び経営高度化研究室」に改める。  
 第八十八条の表経営技術研究室の項を次のように改める。

経営高度化 研究室	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 農業及び林業の経営に関すること。</li> <li>二 営農システム及び農村計画の研究に関すること。</li> <li>三 農業の機械化の研究に関すること。</li> <li>四 農業技術の体系化の研究に関すること。</li> <li>五 鳥獣被害の防止の研究に関すること。</li> <li>六 農林産物を活用した食品の加工、品質の管理等に関する研究に関すること。</li> </ol>
--------------	---

第八十八条の表食品加工研究室の項を削り、同表農業技術部の項第一号及び第二号中「及び牧草」を削る。  
 第三百一条第一号の表中「第七条第二項」を「第七条」に改め、

山口県精神保健 福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第二百二十三号) 第九条 の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務
------------------	--

を削り、「精神保健

及び精神障害者福祉に関する法律第十二条」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十二条」に改め、同条第二号イの表中

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年
--

山口県地方薬事 審議会	法律第四百四十五号) 第三条第一項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づく知事の権限に関する事務のうちの重要事項の調査審議に関する事務	薬務課
----------------	---	-----

を

山口県精神保健 福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	健康増進課
山口県地方薬事 審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号) 第三条第一項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づく知事の権限に関する事務のうちの重要事項の調査審議に関する事務	薬務課

に改め、同号ロ(1)の

表中

山口県人権施策 推進審議会	人権に係る施策の推進に必要な事項についての調査及び審議に関する事務	人権対策室
山口県環境影響 評価技術審査会	環境影響評価に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務	環境政策課
山口県消費者苦 情処理委員会	消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情の調停に関する事務	消費生活センター

を

山口県消費者苦 情処理委員会	消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情の調停に関する事務	県民生活課
山口県人権施策 推進審議会	人権に係る施策の推進に必要な事項についての調査及び審議に関する事務	人権対策室
山口県環境影響 評価技術審査会	環境影響評価に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務	環境政策課

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三十五条、第百八十八条の表農業技術部の項第一号及び第二号、第三百一条第一号の表、同条第二号イの表並びに同号ロ(1)の表の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十九年三月三十一日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市